

医療法人の付帯業務等について

(昭和 42 年 4 月 1 日)

(医発第 432 号)

(東京都知事あて厚生省医務局長回答)

照会

医療法人の行い得る付帯業務等について、左記のような疑義かありますので照会します。
なお、本件は、差しせまった実例がありますので、至急ご回答をお願いします。

記

- 1 医療法第 42 条第 4 号に規定される「その他保健衛生に関する業務」には次の施設の経営が含まれるか。
 - (1) 薬局
 - (2) 施術所
 - (3) いわゆる臨床検査センター
 - (4) 公衆浴場
 - (5) クリーニング所
 - (6) 理容および美容所
- 2 法人の主目的たる医療施設の経営に支障のない範囲において、次のような法人の資産を運用して収益をあげる行為は認められるものか。
 - (1) 医療施設として使用する予定のない法人所有地または建物を他に賃貸する。
 - (2) 法人が木造建物を改築するに際して、土地の効率的利用を図るため、耐火かつ高層化し、医療施設としてその一部を使用し、他は事務所、商店、倉庫等として賃貸する。
 - (3) 法人所有地に高層建物を建築し、法人使用部分に分割して所有権を記する。
この場合、他の部分についての借地料を受ける。
 - (4) 法人の余裕資金を他事業に出資または貸付し、配当または利子を受ける。
- 3 前項の各行為が認められないものである場合において、その行為を付帯業務の範囲外の業務であるとみなして、知事は法第六四条により、停止命令を発することができるか。

回答

昭和 41 年 9 月 12 日付け 41 衛医医第 168 号で、照会のあった標記の件について、左記のとおり回答する。

記

- 1 医療法第 42 条第 4 号に規定する「その他保健衛生に関する業務」とは、保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務である。従って、御照会の(1)から(3)ま

での業務は医療法人の業務たりうるが、(4)から(6)までの業務は医療法人の業務に含まれない。

- 2 医療法人の行い得る業務は、医療法の規定するところにより定款又は寄附行為に定める業務に限られるが、医療法人の業務に付随する業務をも禁止するものではないと解する。
- 3 医療法人の行う業務が前項の付帯業務としての限界をこえると認めるときは、都道府県知事は、医療法第 64 条の規定による処分を行うことができる。